

新型コロナウイルス感染症特別貸付について

＜新型コロナウイルス感染症特別貸付＞

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設しました。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施し、据置期間は最長5年となります。

融資対象

融資対象は、次の①または②のいずれかに該当する方になります

- ① 最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヵ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヵ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応していただけるようです

資金の使いみち

運転資金、設備資金

担保

無担保

貸付期間

設備投資：20年以内、運転資金：15年以内

うち据置期間

5年以内

融資限度額（別枠）

個人企業・小規模企業者【国民生活事業】

6,000万円

中小企業者【中小企業事業】

3億円

＜金利＞

当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小企業事業1.11%→0.21%、国民生活事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小企業事業1億円、国民生活事業3,000万円）

※国民生活事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります

また、令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能となります

<特別利子補給制度>

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援も実施しています

**上記の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を併用することにより、
実質無利子で融資を受けることができます**

適用対象

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 法人の小規模事業者：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く）：売上高▲20%減少

※1 小規模事業者及び中小企業者とは以下の者をいう

- ① 小規模事業者：卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう
- ② 中小企業者：小規模事業者以外の者をいう

※2 売上高要件の比較は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で確認する最近1ヶ月に加え、その後2ヶ月も含めた3ヶ月間のうちのいずれかの1ヶ月で比較する

利子補給の期間

借入後当初3年間

補給対象上限額

日本政策金融公庫からの緊急融資の場合

個人企業・小規模企業者【国民生活事業】

3,000万円

中小企業者【中小企業事業】

1億円

**また、令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は
遡及適用が可能となります**

経済産業省によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、また、事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して要請を行っているとのこと。

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。